医療保険制度が変わります!

保険課 内線 221

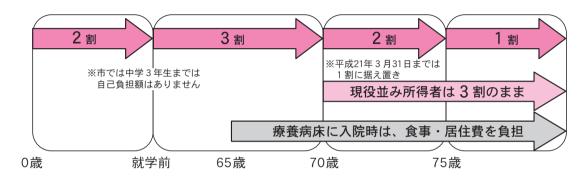
医療制度を取り巻く環境は大きく変化しており、医療費は年々増加傾向にあります。そこで、将来にわたり医療制度を持続可能なものにしていくため、4月から医療制度が改正されます。

★老人保健制度に代わって、新たに「後期高齢者医療制度」を創設

※詳細については、「広報みのかも」2月1日号をご覧ください

★医療機関などでの窓口負担の変更

70歳以上75歳未満の人(現役並み所得者は除く)が医療機関などに掛かったときの窓口で支払う自己負担割合は、2割になります。ただし、平成21年3月31日までは1割に据え置かれます。



★高額医療・高額介護合算制度を創設

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して次に示す一定の限度額(年額)を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます(申請は基本的に平成21年8月以降になります)。

高額医療・高額介護合算制度 自己負担限度額[年額:每年8月1日~翌年7月31日]

区 分	70歳未満	区 分	70歳以上75歳未満	後期高齢者医療制度	
上 位 所 得 者	126万円 (168万円)	現役並み所得者	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	
— 般	67万円 (89万円)	— 般	62万円 (83万円)	56万円 (75万円)	
住民税非課税世帯	34万円 (45万円)	低所得者Ⅱ【区分Ⅱ】	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	
任氏优升禄优世帝		低所得者I【区分I】	19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	

[※]今年度については、4月から平成21年7月までを対象期間とし、()内の限度額を適用します。ただし、8月以降に自己負担が集中している場合などは、通常の限度額を適用します

【用語解説】

=					
上 位 所 得 者	国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが、600万円を超える世帯				
一 般(70歳未満)	上位所得者および住民税非課税世帯以外の世帯				
住民税非課税世帯住民税が非課税である世帯					
現役並み所得者	並み所得者 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者(国民健康保険の場合は70歳以上75歳未満)が る人				
一 般(70歳以上)	般(70歳以上) 現役並み所得者、低所得者Ⅱ【区分Ⅱ】および低所得者Ⅰ【区分Ⅰ】以外の人				
氐所得者 Ⅱ【区分Ⅱ】 世帯の全員が住民税非課税(低所得者 Ⅰ【区分Ⅰ】以外)					
低所得者【区分】】	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人				

[※]国民健康保険および後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している場合は、判定基準が異なりますので、それ ぞれ加入している医療保険でご確認ください

★ 70 歳以上 75 歳未満 (一般) の人の自己負担限度額を引き上げ

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い70歳以上75歳未満(一般)の人の自己負担限度額が引き上げられます。ただし、平成21年3月31日までは据え置かれます。

平成21年4月1日から

70歳以上75歳未満(一般)の人の自己負担限度額

○外 来(個人ごと) 12,000円 → 24,600円 ○外 来 + 入 院 (世帯単位)

44

44,400円 → 62,100円 ※(44,400円)

※過去12カ月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

★ 40 歳以上 75 歳未満の人を対象とした、特定健診・特定保健指導を開始

※詳細については、「広報みのかも」2月1日号をご覧ください

国民健康保険の変更点

★国民健康保険証が個人単位のカードタイプに変更

※詳細については、「広報みのかも」3月1日号をご覧ください

★国民健康保険の保険料賦課額として後期高齢者支援金を設定

これまでは、老人保健拠出金分を医療保険分に含めて保険料の計算をしてきましたが、4月から後期高齢者医療制度が施行され、これは国民健康保険とは別の保険者になることから、介護保険制度と同様に後期高齢者支援金分についても単独の保険料負担割合を定め、保険料率を決めていくことになります。

保険料の内容	内容			限度額	備考
医療保険分	所得割 資産割(世帯の加入者)	均 等 割 (世帯の加入	平 等 割 (一世帯に幾ら	47 万円 (変更前56万円)	平成20年度における、所得割、
後期高齢者 支援金等分	の所得に応じ の資産に応じ て計算) て計算)	者数に応じて 計算)	と計算)	12万円	資産割、均等割および平等割の率や額については、平成19年中所得が確定後の8月に決
介護保険分	それぞれの賦 課総額の45% 課総額の10%		それぞれの賦 課総額の15%	9 万円	定します。

★保険料の激変緩和措置

- ◆国民健康保険に加入している世帯で75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、2人世帯から1人世帯となった世帯(特定世帯)に関する平等割は、特定世帯となった後5年間に限り半額となります。
- ◆国民健康保険に加入している世帯で低所得者世帯の保険料(均等割および平等割)の減額については、後期高齢者医療制度へ移行した人を移行後5年間に限り世帯に加えて判定することになります。
- ◆社会保険などに加入していた被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したため、国民健康保険に新たに加入することとなった65歳以上の旧被扶養者については、申請により、国民健康保険に加入後2年間に限り、均等割が半額、さらに、被保険者が1人の場合は平等割が半額になります。

★ 65 歳以上の人の保険料の年金天引きを開始

国民健康保険加入者の全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険料納付については、10月から世帯主の年金から天引き(特別徴収)が始まります。ただし、次の場合は、個別に保険料を納める(普通徴収)ことになります。

●世帯主が国民健康保険加入者以外の場合 ●年金額が年額18万円未満の場合 ●介護保険料の天引きと併せた額が年金額の2分の1を超える場合 ●滞納が無く□座振替による納付を継続している場合

★退職医療制度の対象年齢が65歳未満に変更

会社などを退職して国民健康保険に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けていましたが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国民健康保険の加入者になります。